明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○みそ品質表示基準の一部を改正する件（消費者庁一一）　一
○高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する件（経済産業二一七）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇八七）　五
○道路に関する件
（関東地方整備局四〇九）　六
○都市計画に関する件（同四一〇）　七
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同四一一）　七
○道路に関する件
（近畿地方整備局二六五）　七
○道路に関する件
（四国地方整備局一一三～一一六）　七
○道路に関する件
（九州地方整備局一五七）　七
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十三年度平成二十三年八月）（財務省）　八
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一一（平成二十三）年四～六月期）（内閣府）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、平成二十二年度財務諸表（独立行政法人酒類総合研究所・年金積立金管理運用独立行政法人・独立行政法人原子力安全基盤機構・独立行政法人奄美群島振興開発基金・独立行政法人土木研究所）、平成二十二年度日本赤十字社業務及び収支決算等、石炭鉱業年金基金平成二十二事業年度決算等、中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告　示

○消費者庁告示第十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき内閣総理大臣がみそ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月三十一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

第二条の表を次のように改める。

用語	定義
みそ	次に掲げるものであって、半固体状のものをいう。 1　大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したもの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させたもの 2　1に砂糖類（砂糖、糖みつ及び糖類をいう。）、風味原料（かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚醤（ぎょしょう）油、たん白加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品をいう。以下同じ。）等を加えたもの
米みそ	みそのうち、大豆（脱脂加工大豆を除く。以下同じ。）を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものをいう。
麦みそ	みそのうち、大豆を蒸煮したものに、大麦又はは だか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「麦こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものをいう。
豆みそ	みそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「豆こうじ」という。）に食塩を混合したものをいう。
調合みそ	みそのうち、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のものをいう。

第三条中「、原材料名及び内容量」を「及び原材料名」に改め、同条第一号に次のただし書を加える。

ただし、風味原料を加えたものであって、風味原料の原材料に占める重量の割合が調味の目的で使用される添加物の原材料に占める重量の割合を上回るものにあっては、「米みそ」等の文字の次に括弧を付して、「だし入り」と記載すること。

第三条第二号ア中「一般的な名称をもって」の下に「、原材料に占める重量の割合の多いものから順に」を、「又は「豆みそ」と」の下に「原材料に占める重量の割合の多いものから順に」を、「原料の名称を」の下に「原材料に占める重量の割合の多いものから順に」を加え、同号イ中「、「水あめ」の下に「、「かつおぶし粉末」」を、「一般的な名称をもって」の下に「、原材料に占める重量の割合の多いものから順に」を加え、同号ウ中「食品添加物は」の下に「、原材料に占める重量の割合の多いものから順に」を加え、同条第三号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年十月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入されるみその品質に関する表示については、この告示による改正前のみそ品質表示基準の規定の例によることができる。